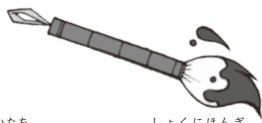


# 新・下野市風土記

## 「律令」の始まり①



下野市教育委員会 文化財課

今から1323年前、大宝元(701)年正月朔日の様子が『続日本紀』に記されています。「文武天皇が完成したばかりの藤原宮の大極殿に出御され、皇族、貴族、百官(官僚)から新年の祝辞を受けた」とあります。

大極殿の正門を入ると、回廊に囲まれた空間に官僚たちが階級順に整列し、その官僚たちの目前である大極殿の正面には、烏形(八咫鳥：日本サッカー協会のシンボルにもなっている3本脚のカラス)を中心に、左側に日像(太陽)、青龍、朱雀、右側には月像(月)、玄武、白虎の幡(旗)が立てられています。シンボルカラーが青の青龍は東、赤の朱雀は南、黒の玄武は北、白の白虎は西を守る伝説の生き物で、高松塚古墳の壁画にも描かれています。ちなみに、国技館の土俵の上を下がる赤総・黒総の色などはこれにつながり、方角も示しています。

この時の文武天皇の言葉なのか、続日本紀の編さん者の意見なのかは正確には分かりませんが、「文物の儀ここに備われり」と記されており、現代的な表現をすると、国づくりに必要な藤原宮建設のハード事業と大宝律令(法令整備)のソフト事業の両方が完成したということになります。さらに対馬で金が採掘されたことから、元号も「大宝」に改めるほど文武天皇はお喜びになったようです(後に、対馬で金が採掘されたのは嘘の申告だったことが発覚します)。

では、律令とはどのような内容だったのでしょうか。残念ながら、この大宝元年に編さんされたオリジナルの内容は、現在ではわかりません。その後、幾度も法の再整備が行われました。よく知られている法改正に「養老律令」があります。養老2(718)年ですから、大宝律令の完成から17年で、再び藤原不比等が関わり法改正をしています。しかし、施行されたのは天平宝字元(757)年と、改正から施行まで約40年かかりました。この養老律令は、明治になって内閣制度ができ、太政官制度が廃止された明治18(1885)年まで、幾度も改正されながら1128年も使い続けられることとなります。また、大宝律令や養老律令で整備された中央官僚機構制度「二官八省」のうちの一つである「大蔵省」の名称は、平成13(2001)年1月6日に至るまで1300年間も使われました。平安時代になると、律令制度の施行細則(補助法令・取り扱い説明書のような内容)として三代格式(弘仁・貞観・延喜：いずれも編さん時の元号)がつくられています。

律令の内容について少し見てみましょう。中学や高校の歴史の授業で学習して記憶にある方も多いと思われそうですが、「律」は刑法、「令」は行政法をはじめとした刑法以外の法律のことについてまとめられています。律令の「律」の項ではいきなり、五罪(五つの重罪に対するの処罰)について記されています。軽い処罰から笞(細い木で打つ)・杖(棒で叩く)・徒(労役)・流(流罪)・死(死罪)となります。さらに八虐(謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義)についても記されています。

八虐	あてはまる罪
謀反	天皇殺害罪
謀大逆	皇居や陵墓の損壊罪
謀叛	国家に対する反乱、外国への亡命罪
悪逆	目上の親族に対する犯罪、祖父母・父母に対する暴行、妻から夫や夫の父母への傷害殺人などの罪
不道	呪詛(呪い)、大量殺人などの反社会的な罪、目上の親族に対する犯罪、叔父や兄に対する暴行、傷害などに関する罪
大不敬	神社や天皇に対して無礼な振る舞いに対する罪
不孝	祖父母・父母に対しての「孝」に反する罪、祖父母や父母を扶養しない、悪口、喪に服さないなどに対する罪
不義	主人・上司・師などの上位者に対する傷害・殺人、妻が夫の喪に服さないなどの罪

謀反・謀大逆・謀叛の3つは君主や国家に対する罪で「謀」の文字が付きますが、これは計画しただけでも罪に問われることを意味しています。実行する前の「謀」の段階で発覚しても、すべて死刑の対象となります。残り5つは、社会・身分・家族などの社会構成の秩序を脅かす反社会的行為などの犯罪に対する刑罰についての取り決めが記されています。この法令のもとになっているのが唐(古代中国)の法令で、唐の律はこの8つのほかに「不睦」(家庭不和)、「内乱」(一族を乱す、一族の名に傷をつける犯罪)が入った「十惡」で構成されていました。

参考文献：岩波書店 日本思想体系『律令』